

2023年 第2回定例会 日本共産党県議団提出 意見書（案）

[件名] 改正入管法の廃止・見直しを求める意見書（案）

[要旨] 日本で暮らす外国人の収容・送還ルールを改める出入国管理及び難民認定法の一部改正が、6月9日に成立した。主な改正点は、難民申請が3回以上になった場合に強制送還を可能とすることである。

今回の改正は、送還を免れるための難民申請の「濫用」を防ぐことを趣旨とし、「申請者の中に難民がほとんどいない」とした衆議院法務委員会における柳瀬難民審査参与員の発言をよりどころに申請回数の制限が必要としていたが、柳瀬氏の発言の根拠は崩れている。

柳瀬氏はそれまでの委員会発言などで「1年6カ月で500件の対面審査を行った」旨の発言をしていたが、「1年間に90人ぐらい」との音声記録が公開され、発言との矛盾が浮き彫りになった。

難民審査参与員は100人以上いるが、2022年取扱数の4分の1に当たる1,231人が柳瀬氏に集中し、多くは対面ではなく書類審査だけで処理されていた。

このように、国会審議過程で極めてずさんな難民認定の実態が明らかになり、立法事実が揺らいでいる。

しかも、齋藤法相は法案提出時に「組織・業務改善に取り組んできた」と強調していたが、実際には大阪出入国在留管理局の医師が、酩酊状態で外国人被収容者を診察していた事実を隠蔽していた。

多くの矛盾が露呈した法案については、事実関係を精査し、実態を踏まえた内容に基づいて法案の出し直しを行うことは、賛成・反対の立場を超えて当然のことである。

ところが、何もなかったかのように、政府は「成立ありき」で当初の予定通り強行成立させた。このことは、国会の形骸化と責任放棄に通じる行為である。

この法改正をめぐることは、「これまで政治には関わってこなかった」という人たちも含めて全国各地で反対の行動が取り組まれ、成立後もその取組は続いている。

改正法反対の声は、かつてなく高まっている。命と人権を尊重せよという普遍的課題には真摯に対応すべきであり、国際法の水準を踏まえ、個人の尊厳を守る立場から第三者委員会の設置などを盛り込んだ法案が強く望まれている。

よって、多文化共生を掲げる神奈川県議会として、出入国管理及び難民認定法の一部改正の廃止・見直しを行うことを求めるものである。